

---

# 第 1 章 試行的評価の検証の方針

---

## 1. 検証の趣旨

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 15 年度からの大学評価の本格実施に向けて、平成 12 年度着手<sup>1</sup>分から平成 14 年度着手分までを試行的実施期間として、対象分野や対象機関数を絞って評価を実施してきた（以下、この評価を「試行的評価」という。）。この試行的実施期間においては、本格実施に向けて年次ごとに評価の経験や評価の対象となった大学及び大学共同利用機関（以下「対象機関」という。）をはじめ、幅広い関係各位からの意見を踏まえつつ、常により良い大学評価システムの構築に向け、その改善に努めてきた。

しかし、平成 16 年度から、学校教育法の改正に基づきすべての大学に認証評価機関による評価（認証評価<sup>2</sup>）が義務づけられたこと、そして国立大学法人法の制定に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が定期的に評価を受けることとされたことから、機構としては平成 15 年度からの現行方式による本格実施については行わないこととした。今後、機構では、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の規定に基づき、大学、短期大学、高等専門学校の間別認証評価、法科大学院の認証評価、並びに国立大学法人評価委員会<sup>3</sup>からの要請により行う国立大学法人等の教育研究の状況についての評価を実施する予定である。

その実施に際しては、平成 15 年 8 月 15 日付けで策定した「大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕」において、「試行的評価の総合的な検証」を行い、これまでに蓄積した評価のノウハウ等を活かしていくこととしている。

また、社団法人国立大学協会からも、試行的評価の実施期間を通じて、試行的評価に関する「本格的なメタ評価<sup>4</sup>」の必要性が指摘されているところである。

これらのことから、機構では、「独立行政法人大学評価・学位授与機構試行的評価に関する検証委員会規則」（平成 16 年 4 月）に基づき、大学関係者及び広く評価に関する学識経験を有する者 20 名で構成する「試行的評価に関する検証委員会」（委員については、前掲「試行的評価に関する検証委員会委員等名簿」を参照。）を設置し、これまで実施してきた試行的評価について、試行的評価の当初の目的を踏まえ、評価の枠組みや評価のプロセス、そして対象機関や社会による評価の活用状況などの試行的評価によってもたらされた結果や成果などについて多角的に分析し、当初目的の達成度及び問題点等を明らかにすることとした。そして、新たな機構の評価事業を実施する上で、試行的評価の検証によって得られた結果を今後の評価システムの検討に役立て、より適切かつ効果的な評価の実施に資することとした。

## 2. 検証の方法

検証は、対象機関、関係団体及び評価担当者（専門委員・評価員）に対するアンケート及びインタビュー等から得られた意見等に基づき、評価の枠組みや評価のプロセス、そして対象機関や社会による評価の活用状況など、試行的評価の実施によってもたらされた結果や成果等について分析することにより行った。検証の基礎資料となったアンケート及びインタビュー等の詳細は次のとおりである。

### （1）試行的評価の過程において実施した意見照会等

機構の行う大学評価は、開放的で進化するシステムであることを表明してきた。そのため機構では、より良い大学評価システムの構築を目的として、平成 12 年度から現在に至るまで、対象機関、関係団体、評価担当者の協力を得て、主として自由記述によるアンケートを継続的に実施してきたところである。

これらの意見照会の結果はその都度整理し、次年度以降の試行的評価に反映させることによって評価システムの改善を図ってきたが、今回の検証に際しては、これらの調査によって得られたすべての意見を機構において改めて定量的に取りまとめた（この結果については、資料編「平成 12・13・14 年度着手分大学評価に関するアンケート調査の分析」を参照。）

試行的評価の過程において実施した意見照会等は、以下のとおりである。

#### 【試行的評価の過程において実施した意見照会等】

1. 実施要綱・要項に対する関係団体からの意見（平成 12 年度着手分）
2. 自己評価終了時の対象機関からの意見（平成 12 年度着手分）
3. 実施要綱・要項に対する関係団体からの意見（平成 13 年度着手分）
4. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（平成 12 年度着手分）
5. 大学評価に関する対象機関からの意見（平成 12 年度着手分）
6. 自己評価終了時の対象機関からの意見（平成 13 年度着手分）
7. 大学評価委員（第 1 期、平成 12 年 7 月 1 日～14 年 6 月 30 日）からの意見
8. 実施大綱・要項に対する関係団体からの意見（平成 14 年度着手分）
9. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（平成 13 年度着手分）
10. 大学評価に関する対象機関からの意見（平成 13 年度着手分）
11. 評価担当者（専門委員・評価員）からの意見（平成 14 年度着手分）（一部選択式の質問項目を含む。）
12. 大学評価に関する対象機関からの意見（平成 14 年度着手分）
13. 大学評価に関する関係団体からの意見（平成 14 年度着手分）

### （2）試行的評価の方法及び効果等に関するアンケート

試行的評価の過程において実施した意見照会は主として自由記述であり、記述のない事柄については情報が得られていなかったため、各種意見の全体的な傾向は不明であった。そのため、特に対象機関に関しては、検証作業の一環として新たに「大学評価・学位授与機構が行った試行的評価の方法及び効果等に関するアンケート」において、今までの意見照会で把握できなかった、評価終了以降の評価結果の利用動向やその効果等についての項目を含む、評定方式の項目を中心とした質問紙調査を実施した。なお、着手年度や評価区分等ごとの違いについても把握するために、評価区分等に特有な質問項目も一部設け、それぞれの評価の区分（実施するテーマ及び分野）ごとにアンケートを作成した。

本アンケートについては、平成 16 年 7 月 12 日付けで、これまでに試行的評価を実施し

た 122 機関（統合前の機関も含む。）に対して、延べ 550 部のアンケート回答用紙を郵送するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、FAX 又は電子メールにて提出していただくようお願いした。

その結果、120 機関から延べ 539 部（回収率 98.0%）の提出があった。なお、若干数の対象機関ではあるが、1 つのテーマ・分野に対して複数の回答をいただいたケースもある。回答の基礎的な集計結果については、資料編「試行的評価の方法及び効果等に関するアンケート集計結果」のとおりである。

### （3）対象機関へのインタビュー

質問紙調査は、基本的に、対象機関のある時点での状況を把握するためには有効であるが、評価のプロセスを動的にとらえるためには不十分な面があり、その点を補うため、いくつかの対象機関を選定してインタビューを実施した。インタビューの訪問機関は、前述の「大学評価・学位授与機構が行った試行的評価の方法及び効果等に関するアンケート」において特徴的な回答のあった機関のうち、設置形態や規模、地域性、試行的評価の経験等を考慮した 10 機関（小樽商科大学、弘前大学、横浜国立大学、上越教育大学、信州大学、和歌山大学、愛媛大学、琉球大学、国立天文台、福岡女子大学）である。主としてインタビューした事項は、「自己評価等を行う体制と実際の作業について」、「試行的評価を通じての教育研究活動の改善や、個性の促進に向けての活動について」、「社会・地域における評価結果の活用及びその効果について」の 3 点であった。

## 3. 検証の内容

### （1）試行的評価の目的及び目標並びに基本的な考え方の整理

試行的評価の検証では、以下に示す 2 つの試行的評価の目的が達成されたかという視点に基づき検証することを基本とした。

この 2 つの目的は、機構が実施する評価について、国立学校設置法上では「大学等の教育研究水準の向上に資する」ため、「大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること」とされていたものを、機構の大学評価実施大綱において体現したものである。

#### 【試行的評価の目的】

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等（大学及び大学共同利用機関）の行う諸活動（以下「教育研究活動」という。）について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる

大学等の諸活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく

また、目的達成のために、機構が試行的評価を実施する上で解決すべき課題を、試行的評価の目標として、以下の ~ のとおり整理した。

#### 【試行的評価の目標】

大学等の個性を伸ばす評価  
大学等の主体的な改善を促す評価  
持続可能な評価  
公正な評価  
社会が大学等の状況を把握できる評価

これらの試行的評価の目的及び目標を達成若しくは実現すべく設定された枠組みを、「試行的評価の基本的な枠組み」として、以下の～のとおりに整理した。検証に当たっては、これらの基本的な枠組みに沿って、実際の試行的評価が適切に行われたかを検証するとともに、試行的評価の基本的な枠組み自体の適切性についても検討を行った。

#### 【試行的評価の基本的な枠組み】

複数の評価手法に基づく多面的な評価  
評価単位の設定が適切な評価  
目的及び目標に即した評価  
大学等の自己評価を基本とする評価  
専門家を中心とした評価  
明確な根拠に基づく評価  
効率的な評価  
透明性の高い評価  
適切なフィードバック・公表

## (2) 具体的な検証の内容

検証に当たっては、試行的評価の目的及び目標の達成に関して、直接的又は間接的に影響を与えることが想定される要素を抽出・整理し、「試行的評価に関する概念図」として取りまとめた(図 1-1)。この概念図に基づき、具体的な検証事項や必要と考えられる根拠資料を検討した。これらを踏まえ、個々の諸要素の状況、諸要素間の関連性などについて、調査・分析を行い、上記の目的及び目標並びに試行的評価の基本的な枠組みの達成状況等について、以下の項目ごとに検証した。

### 項目 1：試行的評価の実施体制

「試行的評価の実施体制」では、評価に必要な組織体制、とりわけ各種委員会の連携や評価担当者の選出方法、構成員(バランス)等に加えて、機構内における事務体制などについて検証した。また、機構の試行的評価の目的が、大学等の教育研究水準の向上、大学等の教育研究活動等の状況を社会に分かりやすく示すことにより広く国民の理解と支持を得るというように、その事象が大学等の組織内で発現するものであったり、大学等の協力を得なければ実現しないものであることから、対象機関側の実施体制についてもアンケートやインタビューにより把握し、その全般的な傾向を取りまとめた。

## **項目 2：試行的評価のプロセス**

「試行的評価のプロセス」では、評価の構造やその内容・方法等について、それぞれ評価結果（報告書）の取りまとめに至るまでの過程を、評価担当者のみならず、対象機関側の立場も踏まえながら検証した。

## **項目 3：試行的評価による結果**

「試行的評価による結果」では、評価結果（報告書）の適切性や、評価担当者に代表される機構側の負担感、対象機関側の負担感、機構における評価経験の蓄積や評価手法の改善等について検証した。

## **項目 4：試行的評価による成果**

「試行的評価による成果」では、予期されなかった波及効果も含めた対象機関における試行的評価の成果、社会における評価結果の活用・効果等について検証した。

さらに、上記の項目ごとの検証結果を踏まえ、「**試行的評価の総合的検証（総括）**」として、目的及び目標並びに試行的評価の基本的な枠組みの達成状況等について検証し、試行的評価の総括を行った。

【図 1-1】 試行的評価に関する概念図

